

遺伝子組み換え食品に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成14年12月18日

提出者

29番 赤松 清

10番 山本 敏男

12番 山本 ひとみ

21番 露木 正司

23番 中里 崇亮

24番 石井 一徳

26番 山下 倫一

武蔵野市議会議長 井口 良美 殿

## 遺伝子組み換え食品に関する意見書

遺伝子組み換え食品は、その表示義務の対象がごく一部に限られているため、消費者が十分に選択できないまま流通しております。アメリカにおける「スターリンク（アレルギーの危険性のある殺虫性コーン）」混入食品のリコール事件や、国内未承認ポテトのスナック菓子への相次ぐ混入事件等で、国民の不安は、ますます高まっています。

こうした中、遺伝子組み換え稲の開発が進められており、その実験栽培が国内において既に始まっています。もし、商品や飼料としてこれが承認され、流通が開始されれば、国民の不安はさらに高まることが懸念されます。

よって武蔵野市議会は、貴職に対し、すべての遺伝子組み換え食品についての表示の義務化を実現していただくよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成14年12月20日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣 } あて